

産業廃棄物収集運搬業許可証

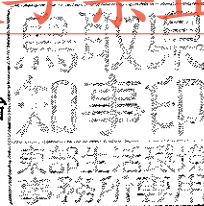
住所 東京都新宿区西新宿一丁目26番2号
氏名 松田産業株式会社
代表取締役 松田 芳明



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の許可を受けた者であることを証する。

複写禁止

鳥取県知事 平井伸治



許可の年月日 平成26年11月8日
許可の有効年月日 平成33年11月7日

1. 事業の範囲

廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（以上3品目、自動車等破砕物を除く。）、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、紙くず、木くず、がれき類。

以上10品目、いずれも特別管理産業廃棄物及び石綿含有産業廃棄物であるものを除き、かつ、いずれも積替え保管を除く。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
該当なし

3. 許可の条件
なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成26年11月19日 更新許可（許可証の提出 無）

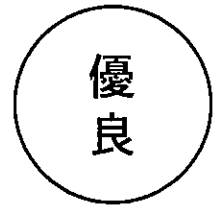
平成26年11月19日 変更許可（品目の追加 廃油、紙くず、木くず、がれき類）

5. 積替え許可の有無
鳥取県には政令市がないため記載事項なし。

6. 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無 有・ 無

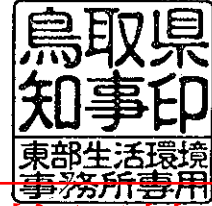
特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都新宿区西新宿一丁目26番2号
 氏名 松田産業株式会社
 代表取締役 松田 芳明



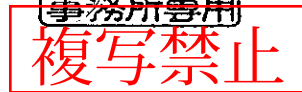
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の5第1項の許可を受けた者であることを証する。

鳥取県知事 平井 伸治



許可の年月日 平成27年10月14日

許可の有効年月日 平成34年10月13日



1. 事業の範囲

取扱いの産業廃棄物の種類	限定内容														積替え保管の有無															
	揮発油類、灯油類及び軽油類	水素イオン濃度指数二・〇以下	水素イオン濃度指数十二・五以上	水銀又はその化合物	カドミウム又はその化合物	鉛又はその化合物	有機燐化合物	六価クロム化合物	砒素又はその化合物	シアン化合物	ポリ塩化ビフェニル	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン		四塩化炭素	一・二・ジクロロエタン	一・一・ジクロロエチレン	シス-一・二・ジクロロエチレン	一・一・一・トリクロロエタン	一・一・二・トリクロロエタン	一・三・ジクロロプロペン	チウラム	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン又はその化合物	一・四・ジオキサン	ダイオキシン類	その他の限定条件
(1) 廃油	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-
(2) 廃酸	-	-	○	-	○	○	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-
(3) 廃アルカリ	-	-	-	○	○	○	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-
(4) 廃ポリ塩化ビフェニル等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-
(5) ポリ塩化ビフェニル汚染物	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-
(6) 汚泥	-	-	-	-	○	○	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-

・以上6品目。
 ・(4)については、低濃度のものに限る。
 ・(5)については、低濃度のもの限り、大きさが幅2.4メートル、長さ1.8メートル、高さ1.8メートル以下のものに限る。

(備考) 「○」は取扱うことができるもの、「-」は取扱うことができないものを示す。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
 該当なし

3. 許可の条件
 なし

4. 許可の更新又は変更の状況
 平成27年10月8日 更新許可 (許可証の提出: 無)
 平成28年4月22日 変更許可 (品目の追加 (廃ポリ塩化ビフェニル等 (低濃度のものに限る。)、ポリ塩化ビフェニル汚染物 (低濃度のものに限る。)))

5. 積替え許可の有無
 鳥取県には政令市がないため記載事項なし。

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 有・**無**